

9月1日(火)は「防災の日」

8月30日(日)～9月5日(土)は「防災週間」

「防災の日」は、大正12年に関東大震災が起きた日です。「防災週間」は、台風、地震などの災害についての知識を身につけ、備えてもらうために定められました。この機会にご家庭において防災・減災について話し合い、災害に備えましょう。

市では、第3日曜日を「家庭防災の日」としています。日ごろから、いつくらかわからない災害に備えましょう。



自助

身近な対策の例

- ・ 保存の利く食品や水等の家庭用備蓄品を最低でも1週間分は備えておきましょう。
- ・ 住民一人ひとりの避難計画であるマイ・タイムラインを作成してみましょう。



公助

災害対策をお手伝いする 市の取り組み

市では、災害対策の一環として、飛散防止フィルム貼付事業および家具転倒防止金具取付事業を無償で行うとともに、止水板等の購入の補助をしています。



防 を考

1 飛散防止フィルム貼付

災害時、窓ガラスが割れた際の破片の飛び散りを防ぐために、無償で飛散防止フィルムの貼り付けを行います。

貼付枚数 1件につき2枚まで(1枚当たり120cm×200cm)

2 家具転倒防止金具取付

地震発災時に備え、無償で家具転倒防止金具の取り付けを行います。

対象家具 寝室、居間など利用頻度が高い部屋などに置かれた書棚、たんすなどの木製品家具

※電化製品、ピアノ、仏壇、仏具などは対象外

取付箇所 1世帯につき3箇所まで

対象 市内の住宅にお住まいの世帯

申込 令和9年1月31日(日)までにあいち電子申請届出システムまたは直接問い合わせ先へ(予算がなくなり次第、終了)。

その他

- ・ 作業は市が委託した業者・団体が行います。
- ・ 申請受付後、業務受託者から申請者宅に打ち合わせの電話をさせていただきます。
- ・ 賃貸マンションや借家にお住まいの方は、家屋所有者からの了承を得てから申請してください。飛散防止フィルムは、貼付することができません。
- ・ 当事業は、家具の転倒防止およびガラスの飛散防止を完全に保証するものではありません。被害が発生しても市および業務受託者は、被害に係る賠償責任を負いかねますのでご了承ください。

災害発生前から事前に考えておくことが大切です。作成後は、目のつきやすい場所に置き、災害発生後の速やかな避難行動に役立てましょう。



- ①自宅(周辺)の状況は?
- ②いつ避難する?
- ③避難する場所は?
- ④避難するときにもっていくものは?



立退き避難について

以前は、避難情報が発令されたときには小学校へ立退き避難することが一般的でした。

しかし近年は、感染症のまん延やペット同伴などの問題から条件次第では自宅や親戚、知人宅に避難する方も多くなりました。安全と快適を兼ね備えた空間へ、早い段階での避難を検討してください。



災 え る

サイレン吹鳴のお知らせ

市では、防災訓練の1つとして、サイレン吹鳴を次のとおり実施します。

日時 8月31日(月) 正午
場所 市消防本部
市消防団(各分団車庫)
方法 サイレン(1回)45秒



ID 311395697(マイ・タイムライン)
ID 193553055(飛散防止フィルム貼付)
ID 292610777(家具転倒防止金具取付)
ID 936999951(災害対策促進費補助)

問合せ 危機管理課
危機防災G
☎55-9594

3 災害対策促進費補助

豪雨による浸水被害を防ぐために、止水板等の購入の補助を行います。

対象 市内にお住まいの世帯主の方(マンションの管理組合を含む)または市内で事業を行っている事業主の方

申請 令和9年3月15日(月)までに、申請書に下記の①~④を添付して申請

- ①補助対象経費が把握できるレシートや領収書等の写し
- ②補助対象物品の規格が把握できる取扱説明書やカタログ等の写し
- ③補助対象物品等の設置状況が把握できる写真や設置想定図等
- ④振込先となる通帳の写し(別途書類の提出を求める場合があります)

対象物品 4月1日以降に購入した、止水板(設置にあたり工事を伴うものを除く)および防水シート

補助額 購入費用の2分の1(上限3万円)



▲飛散防止フィルム
貼付



▲家具転倒防止
金具取付



『魅力マシマシ津島市』 津島市職員採用候補者を募集します

ID 968069085 問合 人事課人事G ☎24-1124



●第2回津島市職員採用候補者試験(令和9年4月採用)

試験の日程・内容(予定)

8月12日(水) ~9月9日(水)	9月11日(金) ~9月24日(木)	10月中旬	11月上旬
申込受付	第1次試験 動画選考 適性検査(SCOA)	第2次試験 集団討論 個人面接(自己PR)	合格発表

募集職種や申込方法等の詳細は、8月上旬に市ホームページへ掲載を予定しています。また、広報紙「市政のひろば」9月号にも掲載を予定していますので、合わせてご確認ください、申してください。



集団による健康診査・がん検診のセット検診を実施します

ID 513708685 問合 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113

日時 9月6日(日)・7日(月)・13日(日) 午前9時~11時30分

場所 総合保健福祉センター

内容 健康診査、がん検診(胃がん、肺がん、大腸がん)

※セット検診のため、すべての検診を受診してください。

対象 次のいずれにも該当する方

- ・検診実施日に、津島市国民健康保険に加入中の昭和62年3月31日以前生まれの方、または後期高齢者医療に加入中の方
- ・セット検診のうち、今年度に1つも受診していない方

定員 各日28人(先着)

受診料 表のとおり

※年齢は令和9年3月31日時点

年齢	受診料
70歳未満	1,900円
70歳以上	900円



申込 8月4日(火)~17日(月)に右記二次元コード、または電話で問い合わせ先へ。



マイナンバーカード に関するお知らせ

ID 881295996(予約)
ID 104492322(土曜日の手続き)

問合 市民課市民・戸籍G
☎24-1112

マイナンバーカード・電子証明書の更新はお済みですか

マイナンバーカードと電子証明書(コンビニ等で住民票の写しや印鑑登録証明書の交付を受けたり、転出等のオンライン申請をするために本人確認を電子的に行うもの)には有効期限があります。有効期限はそれぞれ設定されており、更新手続きが必要です。マイナンバーカードや電子証明書の有効期限を迎える方には、期限の2カ月~3カ月前を目途にお知らせ(有効期限通知書)が送付されますので、更新手続きをお願いします。



▲「マイナンバーカード 有効期限・更新」篇
動画(30秒)(デジタル庁YouTubeチャンネル)

マイナンバーカードに関する手続きが予約できます

マイナンバーカードに関する手続きは予約することで、待ち時間なくスムーズにご案内することが可能です。予約方法等の詳細は、市ホームページをご確認ください。

※電話による予約は受け付けられません。神島田連絡所、市民サービスコーナー(保健センター内)ではマイナンバーカードに関する手続きはできません。

土曜日にマイナンバーカード・電子証明書の手続きができます

令和9年3月まで、下記の日程でマイナンバーカードに関する手続きのため窓口を開設しています。

日程

月	開庁日
8月	29日
9月	26日
10月	31日
11月	28日
12月	19日
1月	30日
2月	27日
3月	27日

時間 午前9時~正午
その他

- ・持ち物等の詳細は、市ホームページをご確認ください。
- ・転入、転出など住所異動に関する手続きはできません。



国民健康保険に 加入している方へ

高額療養費の手続き

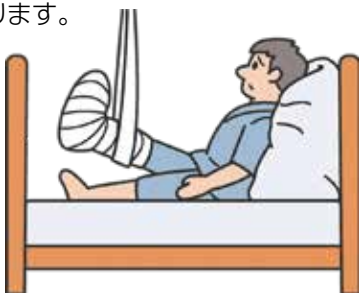
同じ月内に、医療機関窓口で支払った自己負担金のうち、自己負担限度額(7ページの表のとおり)を超えた額が支給される制度です。申請が必要な方には、個別に通知します。

限度額適用認定証・ 標準負担額減額認定証

資格確認書に添えて医療機関に提示すると、医療費の窓口負担が自己負担限度額までの支払いで済みます。マイナ保険証の方は、マイナ保険証の提示のみで自己負担限度額までの支払いとなります。

なお、国民健康保険税を滞納している世帯の方は、交付できない場合があります。

持ち物 資格確認書等、マイナンバーが分かるもの、本人確認書類



窓口一部負担金減免制度

失業等により収入が著しく減少し、一時的に医療機関などへの一部負担金(医療費)の支払いが困難な場合に、その支払いを免除・減額・支払猶予する制度です。申請には、収入に関する証明書や申告書類等のほか、受診する医療機関の証明が必要です。

申請期限 減免理由が発生した日から6カ月以内

適用期間

免除・減免…申請月を含めて3カ月以内(再申請によりさらに3カ月以内を限度に延長可)

支払猶予…6カ月以内



ID 102731454(高額療養費)

ID 288395990(限度額適用認定証・標準負担額減額認定証)

ID 399731423(減免制度・出産育児一時金・直接支払制度・交通事故等)

問合 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113

出産育児一時金

国民健康保険の加入者が出産したとき、出産育児一時金として出生児1人につき50万円支給します。

※「産科医療補償制度」に加入している医療機関で、妊娠22週以降の出産(流産または死産も可)の場合です。産科医療補償制度に加入していない医療機関での出産、または妊娠12週以上22週未満での出産の場合は、48万8,000円となります。



出産育児一時金直接支払制度

医療機関にて手続きをしていただくことにより、市から出産育児一時金を直接医療機関などに支払います。

これにより医療機関などでの支払いは、出産費用から出産育児一時金を差し引いた金額となります。

なお、この制度を利用しなかった場合や、出産費用が出産育児一時金の額を下回った場合は、出産後に窓口で請求手続きをしてください。

持ち物 マイナ保険証(マイナンバーカード)等、領収・明細書、母子手帳、直接支払制度合意文書

交通事故等にあった場合

交通事故をはじめ、第三者(他人)の加害行為によって傷病(病気・けが)を受けた場合でも、届けを出すことにより、国民健康保険で治療が可能です。

なお、加害者と示談する場合は、問い合わせ先に連絡してください。

持ち物 マイナ保険証(マイナンバーカード)等、印鑑(朱肉を使用するもの)、事故証明書



国民健康保険加入者の高額療養費自己負担限度額 (令和8年8月診療分から)

ID 102731454

70歳未満の自己負担限度額(医療機関ごとの窓口負担額(処方箋薬局分を含む)が21,000円以上のものが対象)

区分	所得要件 ^{※1}	月額上限	年間上限
ア	901万円超	270,300円 + (総医療費-901,000円) × 1% 【4回目以降140,100円 ^{※2} 】	168万円
イ	600万円超 901万円以下	179,100円 + (総医療費-597,000円) × 1% 【4回目以降93,000円 ^{※2} 】	111万円
ウ	210万円超 600万円以下	85,800円 + (総医療費-286,000円) × 1% 【4回目以降44,400円 ^{※2} 】	53万円
エ	210万円以下	61,500円 【4回目以降44,400円 ^{※2} 】	53万円 ^{※3}
オ	住民税非課税世帯	36,900円 【4回目以降24,600円 ^{※2} 】	29万円

70歳以上の自己負担限度額(全ての窓口負担額が対象)

区分	所得要件	月額上限		年間上限 (外来+入院)
		外来のみ(個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	
現役並み 所得者Ⅲ ^{※6}	課税所得 690万円以上	270,300円 + (総医療費-901,000円) × 1% 【4回目以降140,100円 ^{※2} 】		168万円
現役並み 所得者Ⅱ	課税所得 380万円以上 690万円未満	179,100円 + (総医療費-597,000円) × 1% 【4回目以降93,000円 ^{※2} 】		111万円
現役並み 所得者Ⅰ	課税所得 145万円以上 380万円未満	85,800円 + (総医療費-286,000円) × 1% 【4回目以降44,400円 ^{※2} 】		53万円
一般 ^{※6}	課税所得 145万円未満 ^{※4}	22,000円 【年間上限216,000円】	61,500円 【4回目以降44,400円 ^{※2} 】	53万円 ^{※3}
低所得Ⅱ	住民税非課税世帯	11,000円 【年間上限96,000円】	25,700円 【4回目以降24,600円 ^{※2} 】	29万円
低所得Ⅰ	住民税非課税世帯 ^{※5}	8,000円	15,700円	18万円

※1 国民健康保険に加入している方全員の基礎控除(下表)後の所得の合計

※2 過去12カ月間に3回以上高額療養費の支給があった場合は、4回目から該当となります。

※3 年収約200万円未満の場合は、年間上限41万円となります。

※4 70歳以上の国民健康保険加入者の収入の合計が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)で申請した世帯や、70歳以上の国民健康保険加入者全員の基礎控除(下表)後の所得の合計が210万円以下の世帯も含まれます。

※5 所得が0円となる方(年金収入の場合は826,500円以下の方)。なお、給与収入の場合は給与所得から10万円差し引くと0円となる方も低所得Ⅰとなります。

※6 区分が「現役並み所得者Ⅲ」、「一般」の方は、資格確認書の負担割合のみで限度額が確認できますので、限度額適用認定証は発行されません。

基礎控除額表

所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円